

居宅介護支援事業 重要事項説明書

東京都中央区より居宅介護支援事業所の指定を受け、居宅介護支援を行います。事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

【基本方針】

- 利用者の心身の状況等に応じて、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、必要な情報の提供、居宅介護サービス計画の作成、主治医等との連携、サービス事業所との連絡調整等、適切に行います。
- 居宅サービス計画に基づくサービス事業者の選定にあたっては、ご利用者およびご家族の希望を踏まえ、公正中立に行います。
- 適切なサービスの提供のために、関係市区町村、地域のサービス提供事業者との綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めます。

【居宅介護支援利用料】〈月額〉

○介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合		
要介護 1・2	12,380 円	要介護 3・4・5 16,085 円
○介護支援専門員取扱件数 45 以上 60 件未満の場合		
要介護 1・2	6,201 円	要介護 3・4・5 8,025 円
○介護支援専門員取扱件数 45 以上 60 件以上の場合		
要介護 1・2	3,716 円	要介護 3・4・5 4,810 円

【加算を算定した場合】

- 初回加算 初回月 3,420 円
- 退院・退所加算
 - ◎カンファレンス参加なしの場合 連携 1 回 5,130 円 連携 2 回 6,840 円
 - ◎カンファレンス参加ありの場合 連携 1 回 6,840 円 連携 2 回 8,550 円 連携 3 回 10,260 円
- 入院時情報連携加算 (Ⅰ) 2,850 円 ○入院時情報連携加算 (Ⅱ) 2,280 円
- 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,280 円
- 通院時情報連携加算 570 円 1 月につき
- 看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価 居宅介護支援費を算定可

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供を開始するにあたり、利用者に対して居宅介護支援事業 重要事項説明書に基づき、本書内容を説明しました。

事業者名：中央区医師会訪問看護ステーションあかし
住 所：東京都中央区明石町 1-6
管理者： 荻巣 麻美

㊞

居宅介護支援専門員

重要事項説明者： _____

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により事業所から居宅介護支援事業についての重要事項の説明書の交付を受け、その内容について同意しました。

利用者：氏名 _____ ㊞

利用者は、心身の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、下記、家族もしくは代理人が利用者に代わって、その署名を代筆しました

家族・代理人：氏名 _____ ㊞ 本人との関係： _____

1. 事業者概要

事業所名称	公益社団法人中央区医師会訪問看護ステーションあかし
所在地	東京都中央区明石町 1-6
電話番号	03-5565-7281
法人種別	公益社団法人
代表者名	公益社団法人中央区医師会 会長 杉野 敬一
法人電話番号	03-3531-1048
指定番号	東京都指定 1370200147 号

2. 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	計
介護支援専門員	2 (うち管理者 1 名)	0	2

3. 営業日・営業時間

営業日・ 営業時間	営業日は原則として月曜日から金曜日までとする。ただし、土曜日・日曜日・国民の祝日・12月29日から1月3日に関しては病状に応じて対応する。又、営業時間は9時15分から17時15分までとする。
--------------	---

4. 営業地域 ○通常の営業地域・・・中央区・江東区

5. 公正中正の確保について（利用者が居宅サービスの提供を希望される場合）

- ① 複数の事業所の紹介を求めることが可能。 ②当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが出来る。

6. アセスメント及び居宅サービス計画の作成方法 ○リ・アセスメント方式によりアセスメントを行います。

7. 居宅介護支援利用料【ケアプラン作成料】

要介護または要支援認定を受けられた利用者は介護保険から全額給付される為、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法廷代理受領が出来なくなった場合等は事業所へ表面の【居宅介護支援利用料】の金額を直接お支払いいただくこととなります。

【交通費】 前記4の営業地域内では事業所が負担しますので自己負担はありません。

【解約料】 利用者はいつでも契約を解約できます。解約料は一切かかりません。

8. 相談苦情窓口

公益社団法人中央区医師会訪問看護ステーションあかし 居宅介護支援事業 管理者 荻巣 麻美	所在地：東京都中央区明石町1-6 電話：03-5565-7281 受付時間：平日 9：15 から 17：15
公益社団法人中央区医師会 会長：医師会会長	所在地：東京都中央区勝どき1-6-7 電話：03-3531-1048 受付時間：平日 9：30 から 18：00
中央区福祉保健部介護保険課 指導担当	所在地：東京都中央区築地1-1-1 電話：03-3546-5749 受付時間：平日 8：30 から 17：15
江東区役所介護保険課 介護サービス利用相談	所在地：東京都江東区東陽4-11-28 電話：03-3647-9099 受付時間：平日 9：00 から 17：00
東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	所在地：東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11F 電話03-6238-0177 受付時間：平日 9：00 から 17：00

9. 苦情処理体制及び手順

- ① 事業所は苦情または相談があった場合は利用者の状況を詳細に把握する為に必要に応じて利用者居宅を訪問し、事実確認をします。
- ② 特に当事業所に対する苦情である場合には、利用者の立場を考慮して、サービス提供担当者への事実確認を行います。
- ③ ②項の処理手順に基づいて対応し、関係者への連絡調整が必要などときには速やかに行うと共に、利用者へは必ず対応策を含めた結果報告を行います。
- ④ 利用者の担当介護支援専門員に苦情内容を速やかに報告すると共に、共同でご利用者様への対応を行います。尚、苦情内容については、サービス提供担当者などへの報告を行って再発防止策を協議します。
- ⑤ 事業所において対応、処理できない内容のときは、行政機関等関係窓口と協力して、適切な対応策をご利用者様の立場に立って検討し、実施いたします。

10. 事故発生時の対応

事業所は利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、利用者のご家族などに連絡を行うと共に、必要な措置を講ずるものとします。また利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その責任の範囲において損額賠償を速やかに行うものとします。

11. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況割合及び各サービスの同一事業者割合は重要事項説明書別紙のとおりです。